

■質問と回答

説明項目	資料ページ	質 問	回 答
【資料-1】令和7年度 積算基準等の改定について		令和6・7年度《国債》工事・業務の旅費の考え方について 日当、宿泊費の考え方については、改訂前の積算基準に基づいて算定することよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、契約時に適用した積算基準に基づき算定することとなります。
【資料-1】令和7年度 積算基準等の改定について		令和7年度の旅費(宿泊費、交通費等)算定において領収書が無い場合の対応をご教示をお願い致します。	交通費については、当局にて算定した交通費となります。 宿泊費については、原則、証明する資料が何も無ければ支払いできませんので、記録を大切に保管いただきたい。 なお、記録を紛失された場合は、個別に監督職員等に相談願います。